

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ォ ー サ イ ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 大 島 正 人
(東証スタンダード・コード 2330)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 大 島 崇
電 話 0 3 - 6 2 6 2 - 1 0 5 6

再発防止策の策定に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 5 日付公表の「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社連結子会社である株式会社エム（以下「エム社」といいます。）が行う貨物利用運送事業における不適切な会計処理について、特別調査委員会より調査報告書（以下「本調査報告書」といいます。）を受領いたしました。当社は、本調査報告書で指摘された原因分析および再発防止策の提言を真摯に受け止めるとともに、本調査を踏まえて当社が追加的に認識した論点も含め、発生原因の詳細な分析および具体的な再発防止策の検討を重ねてまいりましたが、本日開催の取締役会において再発防止策の策定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、再発防止策を最優先課題として推進し、社会的信頼の回復に全力を尽くしてまいります。

記

1. 発生原因ならびに再発防止策の概要について

当社は、本件を踏まえ、子会社の管理・監督体制、取引実態の把握、M&A 時の検証といった当社グループの内部管理体制全般を再構築することを最優先の経営課題と位置付け、以下の 5 項目を推進し、グループガバナンスの実効性を高め、信頼の回復に努めてまいります。

	発生原因	再発防止策
(1)	新規事業について十分な知見がない中で特定の人物に対する権限集中を許容したこと	＜新規事業管理の強化と権限集中の防止＞ ・エム社の運送事業からの撤退と運送事業のグループ内集約 ・新規事業・子会社の事業内容等に関する取締役会への定期報告
(2)	子会社における管理体制の不備	＜子会社における管理体制の整備＞ ・全子会社を対象とした管理体制の総点検と是正措置の実施 ・エム社における社内規程・決裁フロー・資料保管ルール of 先行整備
(3)	親会社としての子会社管理体制の不備	＜親会社としての子会社管理体制の強化＞ ・取締役会への報告内容の拡充と組織体制の定期確認 ・監査等委員会の監査機能の強化（リスクベース監査計画、選定監査等委員の選任、全子会社への往査） ・内部監査の対象・手続の見直しと内部監査室の増員 ・関係会社等管理規程の改定、子会社管理担当部署の明確化、管理部門の増員 ・内部通報制度の全子会社への拡大と外部窓口の設置
(4)	子会社における取引実体の把握が不十分であったこと	＜取引実体の把握と関連当事者取引管理の強化＞ ・関連当事者アンケートの対象をグループ全体の取締役に拡大 ・契約書一覧の整備と関連当事者取引等管理規程の新設 ・一定規模以上の取引先に対する取引実態の確認

(5)	子会社を買収する際の検証が不十分であったこと	<子会社買収時の検証の強化> ・法務・ビジネスデューデリジェンスの実施と取締役会での実効的な審議 ・株式取得による子会社化手続に関する規程の整備
-----	------------------------	---

2. 発生原因と再発防止策の詳細について

(1) 新規事業管理の強化と権限集中の防止

【発生原因】

エム社においては、事務業務の大部分を外部委託先に依存していたことに加え、運送業界に長い経験を有するエム社の元取締役を過度に信頼し、事業全般を実質的に当該元取締役1名に委ねる体制となっておりました。また、エム社の売上規模が連結売上高に占める割合が僅少であったことから、経営管理上の優先順位が低く扱われ、実効的な牽制体制の構築が後回しとなっておりました。この結果、利用運送事業が、自社での運送を行わずに利益を得られる構造上、稼働実態のない取引が行われやすいリスクを内包しているという固有のリスクについて十分な検討がなされないまま、十分な牽制・監督機能の構築・整備がなされておりました。

【再発防止策】

① エム社の運送事業からの撤退と運送事業のグループ内集約

本調査報告書における提言も踏まえ、エム社を存続させる意義について慎重に検討した結果、エム社は運送事業から撤退し、2026年内を目途に、過去の売上取り消しにより発生した預り金の精算のみを行い、精算完了後は活動を停止します。運送事業は、運送事業を行う別の当社連結子会社1社に集約し、運送事業の管理監督体制を明確化するとともに、運送事業に知見を有する経営陣及び人員による業務フローの構築、人員管理、許認可管理といった体制構築による牽制機能を発揮させることで、実効的な管理監督が可能な体制といたします。

② 新規事業・子会社の事業内容等に関する取締役会への定期報告

新規事業・子会社について、子会社の代表取締役のみならず、実際に業務を推進している取締役や部長等が当社取締役会で事業内容を説明し、取引先・取引の実在性、資金の流れ、取引先の規模と取引金額との妥当性、業務分掌の状況等について、新規事業の開始または買収により新たに子会社を取得した後、少なくとも1年間は3ヶ月ごとに、その他の子会社については原則として年1回、定期的に報告を受けることで、当社取締役会における新規事業・子会社に対する知見の蓄積を図り、実効的な管理監督が可能となる体制を構築いたします。本運用は、2026年10月に改定予定の関係会社等管理規程に定め、継続的に実施いたします。

(2) 子会社における管理体制の整備

【発生原因】

エム社においては、買収前から管理部門が置かれず、事業全般を実質的に当該元取締役1名に委ねる体制となっておりましたが、買収後も同様の状況が継続しておりました。このため、社内に組織系統が存在せず、内部規程、決裁手続、資料保管、取引先管理等の管理体制を整備する必要性が組織的に認識されず、実態のない取引を防止・発見するための牽制機能が十分に働かない状態となっておりました。

【再発防止策】

エム社の内部規程、決裁手続、資料保管、取引先管理等の管理体制の整備、決裁フローの当社システムへの統合を2026年10月末までに完了し、実効的な牽制機能が働く体制を構築します。また、その他の子会社についても、内部規程、決裁手続、資料保管、取引先管理等の管理体制について、内部監査室による総点検を実施し、適切な業務分掌の確保や牽制機能の実効性を確保できているかの検証を行います。また、当社から派遣された取締役に加えて当社経営戦略室が、適切な業務分掌のために必要な人員が子会社において確保されている

か、規程に基づいた業務分掌の運営が確保されているかを確認し、必要に応じて適切な経営指導を行ったうえで当社取締役会へ報告を行う体制を構築します。総点検で不備が発見された場合には、当社経営戦略室が主体となり子会社と協働して是正措置を実施し、措置完了後に内部監査室による再点検を行います。

(3) 親会社としての子会社管理体制の強化

【発生原因】

当社が持株会社であることから、事業の遂行や管理を事業子会社の裁量に委ねる風土があり、当社取締役会への報告は業績進捗が中心となっておりました。内部監査も J-SOX に基づく監査が中心となっており、売上規模の連結売上高に占める割合が僅少であったエム社は内部監査の対象となっておらず、また、内部監査の対象となった子会社についても、契約書管理や取引先管理といった業務管理面の監査が行われておりませんでした。監査等委員会についても、監査計画の形式化など、実効性のある監査が十分に実施されておりませんでした。加えて、当社管理部門の体制も、決算・開示対応を中心とした人員配置となっており、子会社管理を十分に見込んだ人員体制となっておりませんでした。内部監査室についても、限られた人員体制の中で、子会社を含むグループ全体を十分にカバーできる監査体制とはなっておりませんでした。

【再発防止策】

当社取締役会への報告内容を業績進捗に限らず、新規取引先、重要な契約、従業員の重要な増減等の業務内容にも拡充します。また、子会社の組織体制についても定期的な報告を受け、過剰な兼務が見られる場合には、当社取締役会において是正措置の検討を行います。子会社の組織体制については、2026 年 10 月の定例取締役会において最初の報告を受け、以降は原則として 6 ヶ月ごとに報告を受けるとともに、組織体制や管理業務の委託先に重要な変更があった場合には都度報告を求めます。

監査等委員会については、リスク評価に基づいた具体的な監査計画を 2026 年 9 月に策定しており、その中で選定監査等委員の選任を行い、2026 年 10 月から全ての子会社への往査を実施いたします。また、毎月定例で開催している監査等委員会の中で、往査結果や内部監査結果を踏まえた実質的な討議を行い、必要に応じて監査計画の変更反映に反映させるといった実効的な監査が可能となる運営をいたします。また、事前のリスクの検出を目的として、グループ会社全従業員向けのコンプライアンス意識アンケートを毎年 1 月下旬に実施いたします。

内部監査については、売上規模によらず全ての子会社を内部監査の対象とし、実施する手続きについても J-SOX 監査に限定せず、契約書管理・取引先管理の状況等の業務管理面からの実効的な監査を実施いたします。これらを確実に実行するため、2026 年 11 月末を目途に内部監査室の人員を 1 名増員し、2 名体制といたします。

上記に加えて、当社における子会社管理の担当部署について、2026 年 10 月の定例取締役会において関連する規程の改定を行い、経営戦略室を主管部署とする旨を明確化します。また、当社管理本部主導で、2026 年 11 月末までを目途に子会社向け社内規程のひな形の整備、2026 年 12 月末までを目途に子会社管理職員向けの教育・研修の実施を行います。内部通報制度についても、2026 年 7 月に規程を改定して対象をグループ全社に拡大するとともに、2026 年 8 月に外部機関を通報窓口として設置しており、強化を図っております。

なお、これらの再発防止策を確実に実行するため、経営戦略室および管理本部についても、業務量に見合った人員の増強を 2026 年 11 月末までを目途に行い、体制の強化を図ります。

(4) 取引実体の把握と関連当事者取引管理の強化

【発生原因】

関連当事者取引の把握を目的として実施している「関連当事者アンケート」の対象者が当社取締役に限定されており、子会社の取締役が含まれていなかったことから、エム社の元取締役と取引先及びその関連会社との間の人的・資金的関係や取引の実情が把握されず、当該取引先とエム社との取引が関連当事者性の高い取引であることを認識・管理できておりませんでした。

【再発防止策】

関連当事者アンケートの対象者を、当社取締役からグループ全社の取締役に拡大し、把握された関連当事者取引の全件について、取引の必要性及び条件の妥当性を取締役会で審議・承認する手を徹底いたします。また、グループ全社において契約書一覧表の整備を徹底し、当該一覧表において、契約期間や自動更新の有無、関連当事者取引該当性を網羅的に管理できる体制を構築し、継続的な関連当事者取引については、自動更新のタイミングで取締役会において更新の可否を審議するとともに、期間の定めのない契約については毎年4月開催の定例取締役会で取引の必要性及び条件の妥当性の審議を行います。上記の管理方法を明確化するため、2026年10月の定例取締役会において関連当事者取引等管理規程を新設する予定です。加えて、関連当事者取引の把握とは別に、金額的重要性の高い取引や、新規事業の有無・取引形態・特定の役職員への権限集中の程度・過去の監査指摘事項の有無を総合的に勘案し質的リスクが高いと考えられる取引については、契約書の閲覧、業務担当者へのヒアリング等を実施し、内部監査を通じた実態把握を行います。

(5) 子会社買収時の検証の強化

【発生原因】

エム社を含む過去の買収に際しては、株式価値算定や事業継続可能性・隠れ負債の有無等の検証を中心としたデューデリジェンスを実施しており、取引や取引先の実在性、取引先と取締役との関係性等は対象とされておらず、ビジネスデューデリジェンスも実施されておりました。

【再発防止策】

M&Aの実施に際しては、対象会社の事業内容・事業リスクに応じた適切な法務・ビジネスデューデリジェンスを実施し、リスクの検討漏れがないかを取締役会等において実効的に議論したうえで、買収の可否を判断する体制を構築します。また、株式取得に伴う子会社化の手続を明確化するため、2026年9月の定例取締役会において規程の整備を行っており、これに基づいた運用を行います。

3. 再発防止策の進捗管理および実効性の確認

再発防止策全体の進捗管理は、管理本部が事務局として行い、進捗状況を月次の取締役会に報告します。また、遅延や課題が生じているものについては、原因及び対応方針を主管部署、監査等委員会と協議のうえ、取締役会に報告します。再発防止策の整備後も、内部監査室が主体となり、その実効性及び運用状況をモニタリングし、取締役会で実効性の確認を行うことで、実効的かつ継続的な内部統制の整備・運用を確保する体制を構築いたします。

以上